

カトリック教会と人権

～「現代世界憲章」と「教会法」から～

カトリック京都司教 大塚喜直

1. カトリック教会と人権

- 1) 教会は、福音の立場から、人権に関する現代の動きを好機ととらえる。
⇒人権を肯定することによって、人間の尊厳が、より効果的に認識され。
教会は、人間の尊厳が、創造主である神によって、被造物である人間に刻まれているものとして、人間の尊厳と人権を擁護する。
- 2) 教皇ヨハネ二十三世『パーチェムインテリス』人権のリスト
N.6～13まで、人権をリストアップさせている（歴代の教皇の文書／発言のまとめ）
1948年の国連の「世界人権宣言」を評価している。（N. 45 & 75 時のしるし）

2. 「現代世界憲章」の人権教説

- 1) 「現代世界憲章」の人権教説は、人間の理性と、キリスト教的な信仰と愛に根差したもの。
- 2) 人権についての自然法的な基礎付けを継続しながらも、聖書の教えに基づいて、救済史を重視している。
- 3) 人権の最終的な根拠を、「神の似姿」としての「人間の尊厳」のうちに位置づける。
- 4) 人権の内実は、人間の『召命』の観点から解明する。
「現代世界憲章」3項 「この公会議の人間の崇高な召命を宣言し、人間の中に、神からの種が蒔かれていることを主張し、人間のこの召命に応えるすべての人の兄弟としての一致を確立するために、教会の誠意に満ちた協力を人類に提供する。」

3. 人間性の回復と人間の完成

- 1) 人間の尊厳と人権の根拠は、神の似姿として人間の創造にある。
⇒最初の罪（原罪）以来、神の似姿がゆがめられたている。神の似姿の復旧としての人間の完成は、真の神の似姿である、「完全な人間・新しい人」であるキリストのあがないの救いによる。
- 2) 人権の解明と人権の擁護
人権の不可侵性は、新しい契約の愛の掟である隣人愛を実践することによって擁護される。

4. 教会の任務と基本的人権

- 1) (新)教会法(1983年)第3集「教会の教えの任務」の最初の条文「第747」は、教会の教えの任務を定義するもの。第2項に、いわゆる「教会の社会教説」に関する教会の任務の根拠と条件が記されている。第2項は、旧教会法になく、新しく導入された。それは、第二バチカン公会議の教えが教会法編纂に生かされたから。（現行の教会法は、第二バチカン公会議の最後の文書であると言われる。）
- 2) 第747・第2項にある「社会教導権」は、「現代世界憲章」76項から取られた。その他に、「現代世界憲章」89項、「司教の司牧任務に関する教令」12項 信教の自由に関する宣言14項がある。
- 3) 747条・第1項は、旧法1322の1項と2項を合わせたもの。（用語の変更有）
747条・第2項の内容
 - ① 倫理原則の告知の任務
 - ② 教会が判断する任務・・・その際の条件は
人間の基本的権利、又は、(すべての人の) 魂の救い に必要な限り

(ラテン語 Salus animarum 魂が複数形)

近年の社会教説の経験から、教会法に「人間の基本的人権」という用語が採用された。

「救い」=魂の救いは（複数形）。個人だけでなく、すべての人々の救い、つまり社会全体の人間の状況が、救いに関して障害のある場合、教会は判断を下す任務がある。

「人間の基本的権利」と「救い」が併記される理由は、「人間の基本的権利」が侵害されるかどうか自明でない場合、教会の本来的活動である「魂の救い」に関する判断でもって、教会が介入する要件を補完する。